

添付法令資料 3 :

土地登記活動における電子文書の発行に関する2023年6月16日付
インドネシア共和国農地区画大臣及び国家土地庁長官規則No. 3 (目次)
同月 20 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 土地登記活動における電子システムの利用
 - 第 1 節 電子システムの運営 (第 2 条及び第 3 条)
 - 第 2 節 電子文書 (第 4 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 土地登記活動における電子文書
 - 第 1 節 初回の土地登記活動における電子文書の発行
 - 第 1 款 通則 (第 7 条ないし第 10 条)
 - 第 2 款 物理的データの収集及び処理 (第 11 条ないし第 13 条)
 - 第 3 款 法的データの調査 (第 14 条)
 - 第 4 款 権利の記録及び電子証明書の発行 (第 15 条ないし第 21 条)
 - 第 2 節 土地登記データの維持活動における電子文書の発行
 - 第 1 款 通則 (第 22 条ないし第 28 条)
 - 第 2 款 土地登記データ維持の記録 (第 29 条及び第 30 条)
 - 第 3 節 データ及び情報の変更記録活動における電子文書の発行 (第 31 条及び第 32 条)
- 第 4 章 メディア転送結果の電子文書 (第 33 条ないし第 39 条)
- 第 5 章 電子証明書の版 (第 40 条)
- 第 6 章 特別な規格の用紙の調達 (第 41 条)
- 第 7 章 データ提示及びデータ安全 (第 42 条ないし第 44 条)
- 第 8 章 経過規定 (第 45 条)
- 第 9 章 終則 (第 46 条及び第 47 条)